

答 申

第1 審査会の結論

1 富山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった富山県公害健康被害認定審査会提出資料（以下「本件公文書」という。）及び住民健康調査結果等資料（以下「本件公文書」という。）の非開示部分について、本件にかかる認定申請者本人の個人情報のうち、次の部分を除き開示することが妥当である。

（1）医療機関の従事者の氏名、主治医から提供された情報及び家族に関する記録

ただし、通常、認定申請者本人又は同人が死亡している場合にあってはその遺族が、知ることができ又は知ることが予定されている情報（以下「本人等の了知情報」という。）及び公務員の職務の遂行に係る情報（以下「公務員情報」という。）については開示することが適当である。

（2）「精検受診者保健指導票」のうち「主訴及び生活状況」及び「指導概要」欄の情報

2 ただし、開示の可否を決定するにあたっては、次の点について確認する必要があり、確認できない場合においては、開示しないことが適当である。

（1）カルテ等医療情報については、主治医等から専門的な意見を聴取し、認定申請者本人に自己の医療情報を開示しても、同人の診療上支障が生じないと認められるものであること。

（2）死者の情報については、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定に準じ、所要の意見聴取手続きなどにより、死者の個人情報の保護に支障を生じるおそれがないと認められるものであること。

3 開示を実施するにあたっては次の点について留意すべきである。

（1）個人の権利利益の保護を十分図るため、開示を実施するにあたっては、認定申請者本人又は同人が死亡している場合にあってはその遺族であることの確認の手続きに十分留意する必要がある。特に、認定申請者本人が入院中等の場合には、郵送等により、確実に同人に開示が行われるよう、実施方法について慎重に検討する必要がある。

（2）認定審査会委員は、本件公文書の個人に関する情報が認定申請者等へ開示されることを予想していないと考えられることから、開示を実施するにあたっては、実施機関は事前に同委員に説明を行うなど何らかの配慮をすることが適当と考えられる。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の記載内容及び非開示部分

(1) 本件公文書 について

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）では、知事が認定業務を行う際に、認定申請者がイタイタイ病にかかっていると認められるかどうかについて、認定審査会の意見を聞かなければならないこととしている（公健法第4条第1項、第2項）。このため、イタイタイ病の認定審査に必要な代謝性骨疾患や腎臓病等に精通し、骨粗鬆症を伴う骨軟化症の診断を行うことができる専門家を委員とした認定審査会が設置されている（公健法第44条、第45条）。本件公文書 は、当該認定審査会の認定審査のために実施機関が作成した資料である。

(2) 本件公文書 について

昭和54年から、環境省（当時は環境庁）の委託事業として、公健法において定める地域における住民健康調査が実施されている。本件公文書 は、当該住民健康調査の結果等の資料である。

(3) 本審査会では、異議申立ての対象となった本件公文書について実際に調査を行い、その内容を次のとおり確認した。

ア 本件公文書

「認定審査会次第」、「資料目次」、「調査事項一覧表」、「骨生検術前行政検査成績」、「骨生検記録」、「行政検査成績」、「住民検診成績表」、「住民検診成績」、「骨生検術前術後検査」、「主治医データとりまとめ」、「行政検査基準値」、「主治医提出資料」、「申請書写し」、「骨の病理組織検査の実施について」及び「申請者提出資料」（上記は個々の資料の表題をいう。本件公文書 において同じ。）

イ 本件公文書

「住民健康調査個人票」、「住民健康調査結果通知書」、「住民健康調査精密検診結果通知書」及び「精検受診者保健指導票」

上記本件公文書のうち、実施機関が開示したのは、「認定審査会次第」、「資料目次」及び「行政検査基準値」（いずれも個人に関する情報を除く。）並びにその他の公文書の様式部分であり、それ以外はすべて個人に関する情報として非開示としている。なお、非開示とした部分の記載内容は概ね次のとおりである。

氏名、年齢、生年月日、性別、居住歴、妊娠・出産歴、既往歴、病歴、治療歴等

行政検査成績（認定審査のため行った尿・血液等の検査結果）、担当医の診察所見等
過去に受診した健康調査結果（尿・血液等の検査結果、骨関節の症状等）
主治医から提出された検査データ、既往症状、X線所見等

2 争点

争点は、本件公文書中の個人の氏名、住所、病歴、健康診断結果及び所見等個人に関する情報の開示の可否である。そこで、まず、条例第10条第2号（個人情報）の該当性について検討し、次いで、それ以外の非開示事由である第4号（国等関係情報）、第5号（意思決定過程等情報）及び第7号（行政運営情報）の該当性についてみていくこととする。

3 条例第10条第2号（個人情報）の該当性について

（1）「個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの」に該当するか。

本件開示請求は、自己あるいは亡き母に関する資料である本件公文書の開示を求めるものであるが、本件公文書中の当該個人に関する情報（氏名、住所、病歴、健康診断結果及び所見等）及び当該個人以外の認定申請者個人に関する情報は特定の個人が識別され得るものに該当することは明らかである。しかし、このうち、自己の個人情報あるいは亡き母の個人情報の開示請求については別に検討が必要である。

（2）自己の個人情報の開示請求等について

自己の個人情報の開示を求めることに関しては、平成13年12月18日最高裁判決（以下「最高裁判決」という。）において、「個人情報保護制度が採用されていない状況下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、…当該個人の権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできない」とする判断が示されており、本件開示請求についても、このような観点からの検討が必要である。

そこで以下、本件開示請求を次の3つのケースに分類し、それぞれのケースごとに、当該個人情報同条第2号に該当するか否かの検討を行うこととする。

認定申請者本人が自己の個人情報を開示請求しているケース（ケースA）

認定申請者本人が死亡しているため、遺族が亡き母の個人情報を開示請求しているケース
（ケースB）

認定申請者本人が自己の個人情報を開示請求し、異議申立て後に死亡したケース（ケースC）

ア ケースAについて

本ケースについては、最高裁判決と同様のケースであり、基本的には、認定申請者本人に自己の個人情報を開示しても、同人の権利利益を害さないことが明らかであると認められるので、同

条第2号に該当しないものと考えられる。

ただし、認定申請者本人に自己のカルテ等医療情報（個人の疾病、健康状態等について専門的見地から行う診察、検査、評価、判定等の内容を記録した情報）を開示する場合は、主治医等から専門的な意見を聴取し、同人が自己の傷病名等を知ったとしても同人の診療上支障が生じない旨を確認する必要がある。

イ ケースBについて

（ア）本ケースについては、最高裁判決のケースとは異なり、遺族の請求による死者の個人情報の開示請求を制度として認めるかどうか、また、認めるとしてもどの範囲の親族に認めるかということが問題となる。このことは、つまるところ、死者の個人情報をどこまで保護するか、そして自己の個人情報の開示請求制度の例外をどこまで認めるかということである。しかし、そのようなことは富山県情報公開条例では触れておらず、個人情報保護（個人情報の開示を認めるべき要件をどのように設定するか）の問題として慎重に判断されるべきものと考えられる。したがって、当該開示については、本来、個人情報保護条例に基づいて検討されることが適当と考えられる。

（イ）本県においては、本年3月に個人情報保護条例が公布され、自己の個人情報の開示請求制度のほか、死者と縁故関係が特に深い一定の遺族に対し死者の個人情報の開示請求制度が別に設けられている。このため、本ケースについて、個人情報保護条例の規定に準じて、その他の一定の遺族からも意見を聴取するなどして、当該亡き母の個人情報を開示請求している遺族に開示することが社会通念上適切でないと考えられる特段の事情が認められない場合にあっては、当該遺族に亡き母の個人情報を開示しても、当該個人情報の保護に支障を生じるおそれはなく、同条第2号に該当しないものと考えられる。

ウ ケースCについて

本ケースは、当審査会が原処分の違法、不当を判断するという意味においてはケースAと同様のものであるが、認定申請者本人に開示することが適当と考えられても、同人が異議申立て後に亡くなっているため、開示することができないものである。

このため、当該ケースについて、同人の遺族から、異議申立てを承継する旨の届出があった場合など、遺族から実施機関に対し、当該個人情報の開示を求める意思が示されたものについては、ケースBと同様、個人情報保護条例の規定に準じ、所要の意見聴取手続きなどにより、死者の個人情報の保護に支障を生じるおそれがないと認められる場合は、同条第2号に該当しないものと考えられる。

（3）第三者の個人情報でもある情報について

ア 医療機関の従事者の氏名、主治医から提供された情報及び家族に関する情報は、認定申請者本

人の個人情報であるとともに、第三者（医療機関の従事者、主治医、家族）の個人情報でもある。

このため、当該個人情報が本人等の了知情報又は公務員情報である場合は格別、それ以外の場合は、当該第三者の権利利益を害さないことが請求自体において明らかであるとは認められず、また、同条第2号ただし書にも該当しないことから、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同号の非開示事由に該当するものと考えられる。

イ なお、カルテ等診療情報については、日本医師会の指針により、医師は患者との信頼関係を保ちながら共同して疾病を克服することを目的として、患者、親族等への当該情報の提供に努めることとされており、主治医から実施機関に提供された情報のなかには、認定申請者本人又はその遺族が、通常、知ることができ又は知ることが予定されている情報が多く含まれているものと推測される。このような本人等の了知情報は、これを開示しても、第三者たる主治医の権利利益を害さないことは明らかであり、同条第2号の非開示事由に該当しないものと考えられる。

したがって、実施機関は、主治医の意見を聴取し、その意見を参考にして、主治医から提供された情報のうちどの情報が本人等の了知情報に該当するかを適切に判断し、開示の可否を決定することが適当である。

（4）改正後の条例との関係について

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「改正後の条例」という。）第7条第2号においても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報は、非開示情報に該当する旨定めているが、自己の個人情報の開示請求等については当該非開示情報に該当しないとの解釈も、条例第10条第2号と同様と考えられる。

（5）その他

最高裁判決は、「個人情報保護制度を採用した場合に個人情報の開示を認めるべき要件をどのように定めるかが決定されていない時点において、同制度の下において採用される可能性のある種々の配慮をしないままに情報公開制度に基づいて自己の個人情報の開示を認めることは、予期しない不都合な事態を生じさせるおそれがないとはいえない」とし、「他の非公開事由の定め合理的な解釈適用により解決が図られるべき問題である」としている。

したがって、認定申請者本人の個人情報であり、同条第2号に該当しないとしたものであっても、開示することが実施機関の事務事業への支障など個人情報以外の非開示事由に該当する場合は、当該情報を非開示とせざるを得ないものと考えられる。そこで以下、当該個人情報について、他の非開示事由に該当するものがあるか否かの検討を行うこととする。

4 条例第10条第5号（意思決定過程等情報）の該当性について

（1）「県又は国等の事務事業に係る意思決定過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は

県と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当するか。

本件公文書は実施機関の附属機関である認定審査会の審議内容に係るものであり、県の機関内部における意思決定過程において作成、取得された情報に該当する。

(2) 開示することにより、当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思決定に支障を生ずると認められるか。

ア 氏名、年齢、身長、体重等当該情報の性質上、通常、認定申請者本人又はその遺族が了知している情報であると認められるものについては、同条第5号に該当しないことは明らかであり、以下、その他の個人情報について、本件公文書の個別資料ごとに検討する。

イ 「資料目次」、「調査事項一覧表」、「行政検査基準値」、「申請書・診断書写し」、「骨の病理組織検査の実施について」及び「申請者提出資料」

(ア) ケースAの場合、これらの資料に記載されている情報は、県収受印を除いて全て認定申請者本人が了知している情報であり、このような情報を同人に開示しても、意思決定に支障が生ずるとは考えられない。

(イ) また、ケースB又はCの場合も、認定申請者本人は、これらの資料に記載されている情報を了知していたと考えられる。また、認定審査会においては、その性格上、認定申請者と当該親族との利害関係の調整等がされることは考えられず、当該情報を遺族に開示しても、認定審査会の意思決定に支障が生ずるとは考えられない。

(ウ) したがって、A、B及びCのいずれのケースにおいても、これらの資料に記載されている認定申請者本人の個人情報は、同条第5号に該当しないものと考えられる。

ウ 「骨生検術前行政検査成績」、「骨生検記録」、「行政検査成績」、「住民検診成績表」、「住民検診成績」、「骨生検術前術後検査」、「主治医データとりまとめ」及び「主治医提出資料」

(ア) 実施機関は、認定審査会においては、様々な検査データのみならず治療歴やレントゲン所見、病理所見等を基に、医学的、専門的見地から総合的な審査を行っているが、これら資料を開示すると、特定のデータが着目され、一定の検査値であれば認定されるといったような誤解や憶測が生ずるおそれがあると主張し、さらに、これら誤解や憶測に基づく認定審査会や委員個人への審査結果に対する批判、非難により、公正中立な審議が妨げられ、画一的な審査をせざるを得なくなったり、申請処理が停滞するなど、認定審査会の公正かつ円滑な意思決定に支障が生ずると主張している。

しかし、これらの資料に記載されている情報は、尿・血液等の検査データ及び医師の診察記録・所見など客観的、科学的な事実に関する情報であり、その情報自体においては、誤解や憶測が生ずるとは認められないものであり、当該資料の開示の可否については、単に事実に関する

るものと事実に基づく意思形成過程が反映されているものに分けて検討する必要があると考えられる。

(イ)このような観点から本件について検討すると、「骨生検術前行政検査成績」、「骨生検記録」、「行政検査成績」、「骨生検術前術後検査」及び「主治医提出資料」については、医療機関等から提出された事実に関する情報を機械的に転記し一覧表に整理したものに過ぎず、開示による支障は生じないものと考えられる。

これに対し、その他の資料、すなわち「住民検診成績表」、「住民検診成績」及び「主治医データとりまとめ」については、それぞれが、事実に関する様々なデータを基に、認定審査会がその審査をよりの確に行うため、特定のデータの経年推移等を比較検討することを目的として一覧にしたものであり、当該資料には、認定審査会が審査をするうえでどのようなデータを重視し、どのように比較検討するかというような認定審査会の意思形成過程における専門的な政策判断が反映されており、政策に関する情報と事実に関する情報が密接不可分な状態で記載されているといえる。したがって、当該資料を開示することは、事実に関する情報にとどまらず、当該資料に反映された意思形成過程における政策判断の内容を明らかにすることとなり、本来認定審査会の意思決定に支障を生ずることも考えられるものであり、そのような場合は、当該資料を非開示とすることもやむを得ないものである。

しかしながら、本件の場合、実施機関は、当該資料について、既に、検査数値等客観的なデータは非開示としたが、その他当該データの記載項目（検診年度、年齢、尿検査（尿蛋白、尿糖等）、血液検査（ALP、I-P等）、薬剤投与、骨関節症状（問診票）、検診実施機関）を標記した様式部分については開示している。これは、いわば政策判断の内容を実質的に明らかにすることになるが、実施機関としては、このことにより認定審査会の意思決定に支障が生じるとまでは考えていないものと思われる。

(ウ)また、実施機関は、当該資料が上記のとおり認定審査の過程で認定審査会の政策判断に基づき作成されたものであることから、たとえ客観的なデータであっても、当該資料に記載されたデータを開示すると、当該資料の特定のデータに着目した様々な意見が噴出し、意思決定に支障を生じると主張する。

しかし、近年、行政の意思決定の透明性を図る観点から、意思決定の途中段階の審議、検討等情報についてもできるだけ開示に努めることが求められている。特に、当該資料のデータは、認定申請者の血液、尿の検査データなどの客観的データ（事実に関する情報）そのものであり、その情報自体においては誤解や憶測が生ずるとは認められないものである。さらに、これらのデータは、最近、カルテ等医療データの開示が進んできている状況を勘案すると、通常は認定申請者に知らされることが適当なものであり、実際、平成9年度以降健康調査結果の一部は通

知されている。

これらのことから、実施機関において、認定申請者本人の当該データを同人又はその遺族に開示することにより、適正な意思決定の確保等に看過し得ない程度の支障が生じることについて、当該認定審査会における特段の事情が具体的に示されている場合は格別、これまでの実施機関の説明を聞く限り、そのような事情が明確に示されているとまでは認められず、A、B及びCのいずれのケースにおいても、当該データは、同条第5号に該当しないものと考えられる。

(エ)以上により、「骨生検術前行政検査成績」、「骨生検記録」、「行政検査成績」、「住民検診成績表」、「住民検診成績」、「骨生検術前術後検査」、「主治医データとりまとめ」及び「主治医提出資料」に記載されている認定申請者本人の個人情報は、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第5号に該当しないものと考えられる。

5 条例第10条第4号(国等関係情報)の該当性について

「県と国等との間における指示、要請、依頼、協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることにより、県と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの」に該当するか。

実施機関は、本件公文書の取扱いに当たっては、認定業務を適正に遂行されるよう国とともに配慮する必要があり、国においては、当該資料の開示は、公正中立な審査を確保する観点から困難であるとの判断を示している旨主張している。

しかし、本件公文書の資料に記載されている認定申請者本人の個人情報については、4で述べたとおり、これらを同人又はその遺族に開示することにより、適正な意思決定の確保等に看過し得ない程度の支障が生じることについて、当該認定審査会における特段の具体的な事情が明確に示されているとはいえず、県と国との協力関係、信頼関係が損なわれるとまでは認められないものであり、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第4号に該当しないものと考えられる。

6 条例第10条第7号(行政運営情報)の該当性について

(1)「県又は国等が行う監査、検査、取締り、徴税、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報」に該当するか。

本件公文書は、実施機関の附属機関である認定審査会の審査資料であり、また、本件公文書は、実施機関が実施した住民健康調査の結果等の資料であり、いずれも県が行う事務事業に関する情報に該当する。

(2)「開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるもの」に該当するか。

ア 医療機関等から提供された情報等について

(ア) 実施機関は、医療機関や検査機関から業務委託等に基づき提供された情報、あるいは国、県、市町村の医療機関の主治医から提供された情報（公務員情報）については、認定審査会での審査に用いるものとして依頼したものであり、公開することを想定しておらず、これが公開され、提供先（県）以外の者によって目的外に使用された場合、当該医療機関等との信頼関係が損なわれ、必要な情報を収集できなくなると主張している。

しかし、日本医師会の指針等もあり、患者、親族等への診療情報の提供は既に一般化しつつあり、特に、国、県、市町村の医療機関においては、より積極的な情報提供の取り組みが求められていると考えられる。また、委託先医療機関等が提供した情報についても、委託された業務に従って、検査データ、所見等を記録したものに過ぎず、当該情報を開示することにより当該医療機関等に競争上の不利益が生じたり、社会的信用を損なうおそれがある情報が含まれているとは認められない。

したがって、いずれの医療機関等から提供された情報についても、例えば当該医療機関に係る訴訟に支障が生ずるなど個別具体的に相当な理由が医療機関等から示されない以上、認定申請者本人の個人情報として、同人又はその遺族に開示することが、当該情報の性質上当然に当該医療機関との信頼関係を損なうとは考えられず、本人等の了知情報は言うまでもなく、その他の情報についても、3（2）アにより、認定申請者本人の診療上支障が生じないことが確認されたものについては、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第7号に該当しないものと考えられる。

(イ) また、実施機関は、認定審査会資料を公開すると、認定審査事務の公正かつ円滑な執行に支障を生じ、委員の県に対する信頼が損なわれ、認定審査事務への協力が得られなくなるおそれが大きく、認定審査会の開催自体が困難となりかねないと主張する。

しかし、4で述べたとおり、当該資料に記載されている認定申請者本人の個人情報については、これを同人又はその遺族に開示することにより、認定審査会の適正な意思決定の確保等に看過し得ない程度の支障が生じることについて、当該認定審査会における特段の具体的な事情が明確に示されているとはいえ、その開催自体が困難となるとまでは認められないものであり、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第7号に該当しないものと考えられる。

イ 「精検受診者保健指導票」の「主訴及び生活状況」及び「指導概要」欄の情報について

本件公文書のうち当該欄に記載されている情報には、認定申請者本人の言動等の記録のほか、家族の状況や訪問した保健婦から見た認定申請者本人の心身の状態や性格及び人格等を示す記述が混在している。これらの記述は、同人又はその遺族に開示することにより、無用の誤解を受け信頼関係を損なうなど、今後反復、継続される同種の指導、評価や記録を適切に行うことに支障を生ずるおそれがあるものと認められる。そして、これらは容易に分離することが困難と認

められることから、当該欄の記載情報については、A、B及びCのいずれのケースにおいても、同条第7号に該当するものと考えられる。

(3) 改正後の条例との関係について

改正後の条例第7条第6号においても、県、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

7 検討のまとめ

(1) ケースA、B及びCのいずれの場合にあっても、認定申請者本人の個人情報のうち次の部分を除き開示することが妥当である。なお、ケースCの場合にあっては、遺族から実施機関に対し、当該個人情報の開示を求める意思が示されることが必要である。

ア 第10条第2号(個人情報)に該当する情報(参照:3(3))

第三者の個人情報でもある情報(医療機関の従事者の氏名、主治医から提供された情報及び家族に関する記録)、ただし、本人等の了知情報及び公務員情報については開示することが妥当である。

イ 第10条第7号(行政運営情報)に該当する情報(参照:6(2)イ)

「精検受診者保健指導票」のうち「主訴及び生活状況」及び「指導概要」欄の情報

(2) ただし、開示の可否を決定するにあたっては、次の点について確認する必要があり、確認できない場合においては、開示しないことが適当である。

ア ケースAの場合(参照:3(2)ア)

カルテ等医療情報について、主治医等から専門的な意見を聴取し、認定申請者本人に自己の医療情報を開示することによって同人が自己の傷病名等を知ったとしても、同人の診療上支障が生じないと認められるものであること。

イ ケースB及びCの場合(参照:3(2)イ、ウ)

死者の情報について、個人情報保護条例の規定に準じ、所要の意見聴取手続きなどにより、死者の個人情報の保護に支障を生じるおそれがないと認められるものであること。

(3) 開示を実施するにあたっては次の点について留意すべきである。

ア 個人の権利利益の保護を十分図るため、開示を実施するにあたっては、認定申請者本人又は同人が死亡している場合にあってはその遺族であることの確認の手続きに十分留意する必要がある。特に、認定申請者本人が入院中等の場合には、郵送等により、確実に同人に開示が行われるよう、実施方法について慎重に検討する必要がある。

イ 認定審査会委員は、本件公文書の個人に関する情報が認定申請者等へ開示されることを予想していないと考えられることから、開示を実施するにあたっては、実施機関は事前に同委員に説

明を行うなど何らかの配慮をすることが適当と考えられる。

8 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別紙1 異議申立ての理由

1 開示請求の対象となっている文書は、異議申立人（被相続人も含む。）の医学データであり、その性質は異議申立人の身体の状態を反映しただけのもので、異議申立人自身に本来属するものである。認定審査会に提供されたこれらの資料は、審査のための基礎資料であって、認定審査会がこれに変更を加えたり、追加をしたりということは一切なく、データそのものであって、それ自身認定審査会の意向を表すような部分は全くない。

仮にこの資料の開示が認定審査会の運営に影響することがあるとすれば、それは開示されたデータが検討され、誤っているということが指摘されて認定審査会の結論が是正されるというプラスの方向での影響であり、マイナスの影響があるということは到底考えられない。

以上のことから、開示することによって、認定審査会の審査の適正に資することはあっても認定審査会に不安や影響を与えることはあり得ない。これに対して県がいろいろ主張しているが、県民を愚民視するものであり、通常理解できない。

2 本来、認定行政においては、認定申請をした者に対し、行政として説明責任があると思われる。知事又は認定審査会に対して、なぜ認定されないのか説明を求めた場合に、現在の行政を取り巻く状況においては、知事又は認定審査会がこれに答えて説明するのが当然である。その際には、審査に供された基礎データも示して説明をするのが当然であり、今後、認定申請の結論が出た場合に説明を求めて行くつもりであるが、そういう場合には示されるデータであるということからも開示されるのが適当である。

3 これらの文書が仮に情報公開制度で開示されなかったとしても、今後、認定申請が棄却されたことに対して異議申立てをし、さらに国の公害健康被害補償不服審査会（以下「不服審査会」という。）に対して審査請求を行えば、当然これらは審査の過程で提出される文書であるから、仮に開示されなくても、その手続をとって入手することを求めて行くことになるが、そうすると、異議申請人らの負担だけでなく、県や認定審査会、不服審査会も新たな案件を抱えることとなり行政の負担も大変なことになる。ここで開示されればこれらの無用の行政的な負担を防ぐことができるので、是非開示されることを求める。

4 富山県の情報公開度はここ数年全国最下位であるが、条例自身は全国の自治体でほぼ内容的に変わるところがない。したがって情報公開度が全国最下位という原因は知事の情報公開に対する姿勢にあると思われる。これまでは、そのように世間に批判されてきているが、実は知事は公文書開示審議会の答申に従ってきただけであるというのが実情であり、その責任は知事は勿論であるが、公文書開示審議会にもあったのではないかと考える。全国の他の自治体の審議会では積極的に開示を進め、それでも知事がそれを拒否し開示しないということはあるが、富山県の場合、知事はこれに従ってきたわけであり、審議会での結論はそれに直結するということが全国最下位という汚名を被るようなことがないよう賢明な判断をされることを希望する。

別紙2 実施機関の説明

1 イタイタイ病の認定については、骨軟化症所見が極めて重要な所見であり、この骨軟化症という特殊な骨の病態は、我が国においては極めて稀で、専門として臨床経験、研究業績を持つ医師そのものも極めて少ない状況にある。また、骨軟化症の診断に当たっては、整形外科のみならず、内科学、放射線医学及び骨の病理学に精通し代謝性骨疾患に関し極めて高度な専門的知識等が必要とされる。

2 条例第10条第2号（個人情報）への該当

開示対象から除いた部分の情報（個人の氏名、住所、病歴、健康診断結果及び所見）は、個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものであり、条例第10条第2号に該当する。

なお、条例に定める公文書開示請求権は、広く県民一般に対して情報の公開を行う趣旨で設定されたものであり、県民が自己に関する情報を行政機関から得るための権利を設定したのではない。したがって、請求者が誰であるかによって請求公文書の開示（部分開示・非開示）決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、請求者本人に関する情報であることを理由に、特別に開示を受けることができるものではない。それゆえ、請求時及び開示の際に、請求者に対して特段厳格な本人確認を行う必要もないものとなっている。

3 条例第10条第4号（国等関係情報）への該当

イタイタイ病の認定業務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務（「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」）であり、認定審査会提出資料の（開・非開示の）取扱いに当たっては、同業務を適正に遂行してゆけるよう国とともに配慮する必要があるが、国においては、認定審査会提出資料の公開は、公正中立な審査を確保する観点から困難であるとの判断を示している。

よって認定審査会提出資料は、「県と国等との間における指示、要請、依頼、協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることにより、県と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの」に該当する。

4 条例第10条第5号（意思決定過程等情報）への該当

本件公文書に記載されている情報は、イタイタイ病認定申請に対する県知事の認定（不認定）処分という最終的な意思決定までの途中の段階（意思決定過程）において、県の機関（認定審査会）内部における審議を目的として作成、取得されたものである。

認定審査会においては、認定申請者の生活歴や既往歴、治療歴等の状況、血液・尿等の行政検査データや過去の住民検診データの状況、医療機関から提出のあった検査データ等を基に、高度な医学的、専門的見地から総合的な審査を行っており、それぞれ収集した申請者の検査データ等については、専門家による多角的な解析、評価を経てはじめて正しい判断が導きだされるものである。これら資料を開示すると、総合的な論議がなされないまま、特定のデータのみが着目され偏向した解釈をされるなど、誤解や憶測を生む危険は極めて大きく、そのような誤解や憶測に基づき、審査結果に対して批判、非

難が続出し、今後の認定審査会における自由かつ率直な審議が妨げられるおそれがある。よって今後の認定審査事務に係る意思決定に支障を生ずると認められる。

5 条例第10条第7号（行政運営情報）への該当

本件公文書に記載されている情報には、医療機関に依頼し収集した情報が含まれている。

それらは認定審査会での審査に用いるものとして提供を依頼したものであり、公開することを想定しておらず、これが公開され、提供先（県）以外の者によって目的外の使用をされるならば、当該医療機関との信頼関係が損なわれ、必要な情報を収集することができなくなるなど、当該事務の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれがある。

また、イタイイタイ病認定審査に係る情報分析には極めて高度な専門的、医学的見地からの検討が必要とされ、検討結果が公害健康被害の認定、補償という重要事項の決定を左右することから、県においては公健法の規定に基づき学識経験を有する医学者15人の委員による審査会を組織し、公正中立な審査が行われている。その際、公健法の規定による委員の守秘義務の遵守を徹底し、審査資料も回収している。これらの情報は、公開すると前述のとおり総合的な論議がなされないまま、特定のデータのみが着目され、誤解や憶測による認定審査会や委員個人への批判、非難により、認定審査事務の公正かつ円滑な執行に支障を生じ、委員の県に対する信頼が損なわれ、認定審査事務への協力が得られなくなるおそれは大きい。その結果、現委員の辞任や今後の委員就任拒否などにより、認定審査会の開催（認定審査）自体が実行困難となりかねないものである。

6 改正条例における非開示情報該当性

原処分において開示対象から除いた部分は、平成14年4月1日から施行される改正後の条例（以下「改正条例」という。）においても、次のとおり非開示情報に該当するものである。

上記2で述べた事柄については、改正条例第7条第2号（個人情報）に掲げる非開示情報に、同3及び5で述べた事柄については、改正条例第7条第6号（行政運営情報）に掲げる非開示情報に、同4で述べた事柄については、改正条例第7条第5号（審議・検討等情報）に掲げる非開示情報に、それぞれ該当する。

別 記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成14年1月17日	諮問書を受理
平成14年1月25日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成14年2月25日	非開示理由説明書を受理 異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成14年3月27日 (第66回審議会)	諮問事案の概要説明
平成14年6月18日	異議申立人の意見書を受理 実施機関に異議申立人の意見書を送付
平成14年7月31日 (第1回審査会(注))	実施機関の職員から非開示理由説明を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成14年9月27日 (第2回審査会)	審議
平成14年10月31日 (第3回審査会)	審議
平成14年12月4日 (第4回審査会)	審議
平成15年1月21日 (第5回審査会)	審議
平成15年2月17日 (第6回審査会)	審議
平成15年3月26日 (第7回審査会)	審議
平成15年4月24日 (第8回審査会)	審議
平成15年5月29日 (第9回審査会)	審議
平成15年7月9日 (第10回審査会)	答申

(注) 平成14年4月に富山県公文書開示審議会は富山県情報公開審査会に改組している。

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 坪 健	弁護士	会長代理
菓 子 博 明	高岡市社会福祉協議会長	
川 田 和 美	砺波市連合婦人会長	
河 田 稔	北日本新聞社常務取締役 (論説委員長)	
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
吉 原 節 夫	高岡法科大学学長	会 長

(平成15年7月現在)